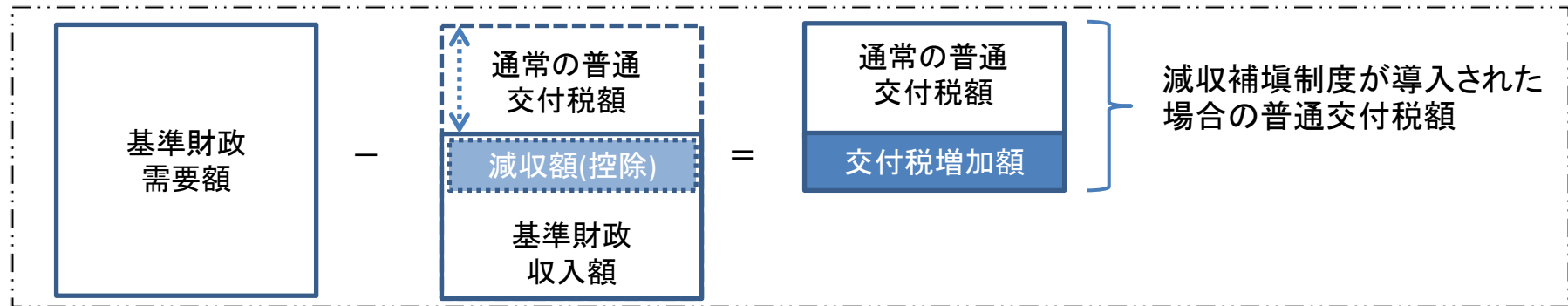


減収補填制度について

減収補填制度の概要

- 基準財政収入額の算定にあたり、地方税法第6条により地方団体が任意で課税免除・不均一課税をした場合の減収については考慮しない(減収を補填しない)ことが原則。
- 個別立法に基づき、一定の地域において企業立地等により地域振興等を図るため、地方団体が行う課税免除・不均一課税による減収については、基準財政収入額から控除することにより、当該減収を交付税で補填。

[イメージ]



＜対象税目＞ 事業税、不動産取得税、固定資産税（事業税、固定資産税については、取得後3年間又は5年間の措置）

＜実績＞

1. 根拠法律数 : 9 法律
2. 平成27年度の減収補填額 : 93 億円

地域再生法に基づく減収補填制度の創設

地域再生法の改正に伴い、新たに創設された減収補填制度について、財政力要件、取得価格要件等を定める。

スケジュール

平成27年8月31日 改正省令施行予定